

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 高齢社会対策担当 提出資料

平成29年6月27日

現行の高齢社会対策大綱

高齢社会対策の基本的取り方等
に関する検討会
第1回(平成29年6月12日開催)
配布資料より抜粋

平成24年9月7日閣議決定

大綱策定の目的

高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

基本的考え方

- ① 「高齢者」の捉え方の意識改革
- ② 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
- ③ 高齢者の意欲と能力の活用
- ④ 地域力の強化と安定的な地域社会の実現
- ⑤ 安全・安心な生活環境の実現
- ⑥ 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

※大綱見直し時期について

「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うものとする」

分野別の基本的施策

基本的考え方を踏まえ、6つの分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を定め、これに沿って施策の展開を図る。

①就業・年金等分野:

- (1)全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進、
- (2)勤労者の生涯を通じた能力の発揮、(3)公的年金制度の安定的運営
- (4)自助努力による高齢期の所得確保への支援

②健康・介護・医療等分野:

- (1)健康づくりの総合的推進、(2)介護保険制度の着実な実施
- (3)介護サービスの充実、(4)高齢者医療制度の改革
- (5)住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

③社会参加・学習等分野:

- (1)社会参加活動の促進、(2)学習活動の促進

④生活環境等分野:

- (1)豊かで安定した住生活の確保
- (2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進
- (3)交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
- (4)快適で活力に満ちた生活環境の形成

⑤高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進:

- (1)高齢者向け市場の開拓と活性化
- (2)超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

⑥全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築:

- (1)全員参加型社会の推進

第1回検討会で御議論頂きたい論点

(1)これまでの高齢社会対策への評価

(2)今後の高齢社会対策を推進するに当たって重要なと思われる課題・視点（特に新たな課題・視点）

（参考）

人口減少と急速な高齢化を迎えており我が国における持続可能な経済社会の在り方を検討する上で、今後5~10年間に見込まれる課題と検討が必要と考えられる視点の例

見込まれる課題の例

- 一人暮らし高齢者の増加（生活基盤、経済状態等）
- 地域間格差（高齢化進行度の違いや対応力格差）
- イノベーションへの順応格差
- 長寿化に備える資産と健康の確保

検討が必要と考えられる視点の例

- 活躍の場の創造（収入の確保）
 - ・高齢者の就業促進、起業支援、社会活動促進
 - ・年齢に捉われず個々のニーズに応じた高齢期の過ごし方の確保
- 生活基盤の確保
 - ・住まいの確保と多世代共生
 - ・成年後見制度の利用促進
 - ・移動手段、交通安全等、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
- 暮らしの質の向上
 - ・Society5.0を通じた先進技術の活用（ICT化、ロボット、AIの活用等）
 - ・健康長寿分野における多様な需要の顕在化
- 介護離職ゼロ
 - ・介護受け皿の拡大、介護人材の確保・育成
- 高齢社会への対応力の向上
 - ・個々人の高齢社会への関与の促進（計画的な資産形成、健康確保等）
 - ・高齢化に対応する我が国の知見の国際的価値の認識と対外発信
- 政策立案、施策実施等の各段階における点検・評価・検討の強化

など